

## ○長崎市火入れに関する条例

昭和59年6月30日

条例第38号

改正 平成16年9月30日条例第118号

平成17年10月7日条例第99号

令和8年1月1日条例第112号

### (趣旨)

第1条 この条例は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、火入れの許可その他必要な事項を定めるものとする。

（平17条例99・一部改正）

### (許可)

第2条 火入れを行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定めなければならない。

### (許可の要件)

第3条 市長は、火入れが次の各号に該当する場合でなければ火入れの許可をしない。

- (1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当するとき。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められるとき。

### (指示)

第4条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

### (火入れの通知)

第5条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う日の前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

### (火入責任者の義務)

第6条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、市長が定める火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、防火帯の設置及び火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

4 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

（防火帯の設置）

第7条 火入責任者は、火入地の周囲に防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

（火入従事者）

第8条 火入者は、火入れに当たっては、延焼等を防止するために市長が定める人数の火入従事者を配置しなければならない。

2 火入者は、消火に必要な器具を火入従事者に携帯させなければならない。

（火入れの方法）

第9条 火入者及び火入責任者は、火入れを行おうとするときは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならぬ。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならぬ。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

3 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

4 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないよう努めなければならない。

（火入れの中止）

第10条 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

2 火入責任者は、林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。

（緊急連絡体制の整備）

第11条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び火入地を所管する消防署長に直ちに連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(職員の立入り等)

第12条 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、あらかじめ指定する職員（以下「指定職員」という。）をして火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

- 2 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に指定職員を火入れに立ち会わせることができる。
- 3 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該指定職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平16条例118・旧附則・一部改正)

(野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)

- 2 平成17年1月3日までに野母崎町火入れに関する条例（昭和59年野母崎町条例第9号）、外海町火入れに関する条例（昭和59年外海町条例第1号）又は三和町火入れに関する条例（昭和59年三和町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例118・追加)

(琴海町の編入に伴う経過措置)

- 3 平成18年1月3日までに琴海町火入れに関する条例（昭和59年琴海町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例99・追加)

附 則（平成16年9月30日条例第118号）

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成17年10月7日条例第99号）

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

附 則（令和8年1月1日条例第112号）

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第9条第3項の改正規定及び第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。